

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、公共工事に伴う土地、建物の調査及び移転費用の積算業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「うつ病」と診断され、以後、通院加療をしていたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において縊頸しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者は、平成〇年〇月頃、業務による心理的負荷によりうつ病にり患し、その後、長時間労働によって重症化し自死に至ったものであると主張している。

請求人は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえた上で、被災者は、平成〇年〇月下旬にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件傷病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」）

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者が平成〇年〇月に道路新設工事に伴う補償調査業務の担当（以下「道路新設工事担当」という。）となったことを契機に、「達成困難なノルマが課された」、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」及び「2週間以上にわたって連続勤務を行った」等認定基準別表1の具体的出来事の類型に該当する出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張している。

この点、当審査会では各関係者の申述を始め、改めて一件記録を精査したが、請求人らが主張する出来事は、いずれも道路新設工事担当となって、仕事内容・仕事量が増加したことに関連して生じているものであることから、これら全体を一つの出来事として認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが適当であると判断した。すると、決定書理由において説示するとおり、評価期間中の被災者の時間外労働時間数は発病前2か月目から発病前1か月目において、おおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上になるものの、当該出来事以外は「弱」、若しくは出来事そのものが評価の対象とはならないものであると判断することが相当であることから、その心理的負荷の総合評価を「中」であるとした審査官の決定は妥当であるものと判断する。

なお、請求人らは、被災者の本件疾病発病時期の前後である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間の連続勤務を全て発病以前の出来事として評価すべきである旨主張するところ、発病に至るまでの期間では〇日間に留まり、12日間には至っておらず、当審査会としては、発病に直接の影響を及ぼしたとまでみることは相当といえず、当該主張を採用することはできない。

- (4) また、請求人らは、被災者は本件疾病発病後、1か月間におおむね160時間を超える時間外労働を行ったことが原因となり、当該精神障害が自然的経過

を超えて著しく悪化したものである旨主張している。

この点、E医師は、被災者に関する精神医学的意見書において、要旨、「被災者は、平成〇年〇月以降、確認脅迫が出現し、不安の増強を中心とするうつ病の悪化は認められるが、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの長時間労働は、悪化までの期間が6か月を超えており、相当の期間が経過していることから悪化の原因とは考えられない。うつ病の悪化の誘因と経過上の悪化の時間的關係は多くは3か月以内であり、一般に初発における誘因と発病までの期間より再発や悪化の場合は短い特徴がある。」と述べている。

E医師の意見は、被災者の症状や関係者の申述等を子細に精査し、評価した上で出された結論であり、当審査会としては、同見解は妥当なものであると判断する。したがって、請求人らの主張を採用することはできない。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因等について、E医師は、要旨、「平成〇年〇月からの確認脅迫の出現に象徴される不安の高まりが年末のF事件の会社への波及、暴露を怖れて一気に増強され、平成〇年〇月半ばの希死念慮の出現と同月〇日の心因性失神、そして〇月〇日の自死へと突き進んだと思われる。その背景には、うつ病に加えて、〇病の発病による腸管出血と貧血などが易疲労性を強めたものであり、これにより、更に業務遂行が重荷となって行った被災者の身体的脆弱性も考慮しなければならないであろう。」と述べている。

(6) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。